

敦賀・美浜・三方地区《税の情報誌》

知らなくちゃ! 税

第9号/2004年11月



常宮神社（敦賀市常宮）

氣比神社の祭神の一つ、仲哀天皇の妻である神功皇后が、ここで応神天皇を安産したことから、安産の神様として崇められています。また、国宝『朝鮮鐘』が奉納されていることでも有名です。



発行 **敦賀税務連絡協議会**

ホームページアドレス

<http://www.taxtsuruga.com>

敦賀納税貯蓄組合連合会

敦賀青色申告会

社 敦賀法人会

敦賀間税会

北陸税理士会敦賀支部

敦賀小売酒販組合

敦賀商工会議所

資料提供

敦賀税務署

嶺南振興局二州税務部

敦賀市/美浜町/三方町

この社会あなたの税がいきている



税を考える週間

11月11日(木)～11月17日(水)

テーマ 高齢社会を支える税

— 主な行事 —

あなたも税のこと、考えてみませんか



国税庁では毎年11月11日から17日を「税を知る週間」と定めて、全国統一キャンペーンを実施してきましたが、単に税を知るだけでなく税の仕組みや目的などを考えていただくために、平成16年度から「税を考える週間」に名称を変更しました。

敦賀税務署、管内地方公共団体及び税務連絡協議会においても、税の意義や役割についての理解を深め、考えていただけるよう各種の広報広聴活動を行います。

国や地方公共団体は、私達国民が豊かで安定した暮らしができるよう、社会福祉の充実、住宅道路の整備、教育の振興など幅広い分野にわたって活動していますが、これらの経費は税によって賄われています。

このように、税は国や地方公共団体が活動するための大切な財源であり、私達が共同生活を維持するためのいわば「会費」であるといえましょう。

《この社会あなたの税がいきている》

税の作品展

10月30日(土)～31日(日) 三方町勤労者体育館
11月 6日(土)～7日(日) 美浜町役場
税に関する作品(書道、ポスター、作文など)を展示
～ご来場をお待ちしています～

無料税務相談

11月 2日(火) 13:00～16:00
あいあいプラザ(金沢国税局税務相談官)
11月16日(火) 13:00～16:00
あいあいプラザ(北陸税理士会敦賀支部)
～お気軽にご相談ください～

記念コンサート(入場無料)

11月9日(火) 15:00～
(学)早翠学園「オーバル・ホール」
(市)野々6-2-2 第二早翠幼稚園
本禄和美・黒瀬裕美子「フルーツ・しの笛とハープの響き」



黒瀬 裕美子(ハープ)



本禄 和美(しの笛・フルート)

記念講演会(入場無料)

11月10日(水) 13:30～ サンピア敦賀「若狭の間」
講師 敦賀税務署長 土門 義三
テーマ 21世紀に向けた税制のあり方

税金教室

敦賀税務署管内の小・中・高校の児童・生徒を対象に、税務署や地方公共団体の職員のほか税務連絡協議会の会員が講師となって税金教室を開催し、税の意義や使い道について勉強します。

(開催予定校 25校、開催回数 39回)

また、敦賀税務署管内の公民館を通じて、社会人・高齢者を対象に税金教室を開催します。(開催回数4回)

ご存知ですか？ ～税務署からのお知らせ～

消費税法の改正

消費税の届出と記帳等の準備はお済みですか？ ～新たに課税事業者となる個人事業者の方へ～

課税事業者届出書の提出がお済みでない方は速やかに！

課税事業者は日々の記帳を適切に！

消費税の事業者免税点が、3,000万円から1,000万円に引き下げられました。

平成15年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、平成17年分消費税の課税事業者となり、平成17年1月から帳簿の記載や請求書等の保存が必要です。



事業者免税点が3,000万円に引き下げられました！

e-Tax (イータックス)

自宅やオフィスでできる国税電子申告・納税システム

是非ご利用ください、便利なe-Taxを！

所得税、法人税及び消費税の申告、すべての税目の納税、申請・届出等ができます。

詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。



インターネットで
申告・納税！

【年末調整説明会の開催案内】

| | |
|------|-------------------------------------|
| 開催者 | 敦賀税務署 |
| 開催日 | 11月19日(金) |
| 時間 | 午前10:00～12:00 (対象者:敦賀市の法人、官公庁) |
| | 午後2:00～4:00 (対象者:敦賀市の個人、美浜町、三方町) |
| 開催場所 | プラザ萬象小ホール (敦賀市東洋町) |

事前にお送りしてある書類をご持参ください。説明会場の駐車場に限りがありますので、車でのご来場はご遠慮ください。

～税の相談等はお気軽に～

税務署のほかコンピュータがお答えする「タックスアンサー」をご利用ください。

身近な税金について電話音声、ファクシミリ、インターネットでご利用できます。

電話・ファクシミリは〔0776-24-7766〕
(質問するコード番号表が必要です。)

インターネットは
〔<http://www.taxanser.nta.go.jp>〕
税の情報は国税庁ホームページをご利用ください。
〔<http://www.nta.go.jp>〕



事業者の皆さんへ

大切なお知らせです。

**消費税の事業者免税点が
1,000万円に引き下げられます！**

↓
どうということ？

例えば

平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人の方は平成17年分の消費税の課税事業者となります。

↓
該当の方は

速やかに「課税事業者届出書」を提出してください。

◇簡易課税制度を選択される方は、「簡易課税制度選択届出書」の提出(平成17年に新たに課税事業者となる方の提出期限は平成17年12月31日です。)もお忘れなく！

↓
17年1月から

重要

日々の記帳や書類の保存が必要です。

例えば、簡易課税制度を選択されていない方は、帳簿や請求書等の保存がないと、仕入の際に支払った消費税分の控除を受けることができなくなってしまいます。

↓
18年3月までに

**適正な記帳等に基づく消費税の申告と納税
振替納税のご利用や納税資金の備蓄**による期限内納付をお願いします。

先のことではありません

敦賀税務連絡協議会では、改正消費税法の周知等が図られるよう、「課税売上げが、1,000万円を超えたら課税事業者ですよ。記帳や消費税の申告・納税が必要ですよ。」と「一声運動」を実施しています。

**「納税コールセンター」
11月から運用開始**

最新のコンピューター技術を活用した「集中電話催告システム」により、金沢国税局納税コールセンターから少額滞納者へ自動的に電話を架けて納付催告を行います。

平成16年度

中学生の『税についての作品』入選者

敦賀納税貯蓄組合連合会では、税についての理解と関心を深めていただくため、敦賀税務署管内の中学生を対象に「税についての作品」を募集しました。本年は、作文、書道、ポスター合わせて627点の作品応募があり、審査の結果、多くの作品が入選となりました。応募いただいた各中学校の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

書道の部（応募作品178点）

亀井 郁
塚本 美保
川端 将史
久保 遥
野村 美紀

気比2年
栗野1年
西浦3年
三方1年
三方2年

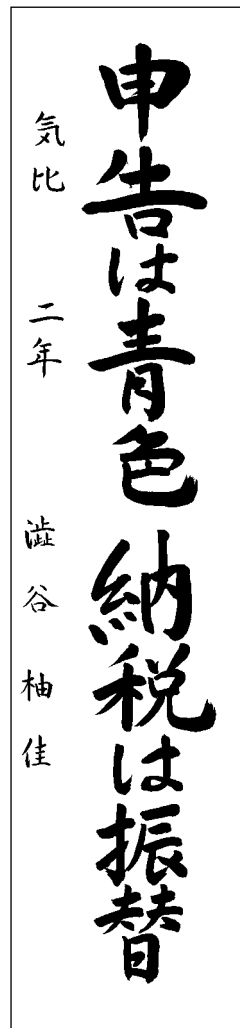
澁谷 柚佳
上濱しおり
塚原 翼
本所 智美
大野由加里

気比2年
栗野2年
東浦1年
三方1年
三方3年

竹越 智代
宮本 千加
坂井 友哉
千田みさと

気比3年
栗野3年
鋸付1年
三方2年

【優秀作品】



消費税「期限内納付運動」実施中!!

納税貯蓄組合は、納税資金の貯蓄活動を通じて、租税の完納を図ることを目的として活動しています。

今年も多数の応募ありがとうございました。

ポスターの部 (応募作品31点)

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 迫田真理子 | 気比 2年 | 高岡 直樹 | 気比 2年 |
| 中山 憲子 | 気比 2年 | 河合 花菜 | 気比 2年 |
| 大塩 達也 | 美浜 3年 | | |

【優秀作品】



迫田真理子



大塩 達也



高岡 直樹



中山 憲子

作文の部 (応募作品418点)

| | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 藤井 麻貴 | 気比 1年 | 西浦 望 | 気比 1年 |
| 宮本 瑞紀 | 気比 1年 | 信國 瑠奈 | 気比 2年 |
| 山崎 達也 | 気比 2年 | 市橋 亜津 | 気比 2年 |
| 神田 奈純 | 気比 3年 | 笹木 綾花 | 気比 3年 |
| 永井 彩夏 | 松陵 1年 | 山本 慎太郎 | 松陵 3年 |

【優秀作品】

「私達の暮らしを支える税」

敦賀市立気比中学校 3年 笹木 綾花

私は最初、あまり税の仕組みについて知らず、税が私達の暮らしにどう関わっているのか興味がありませんでした。しかし、調べていくうちに、私が住む街の道路・病院・学校・警察や消防、そして公園や図書館など、日頃お世話になっている様々な施設は、税金によって賄われている事を知りました。こうして街を見ていると、私達がいかに税金に支えられて生活しているか、よく分かります。私達が豊かで安全な生活をおくれるように、また誰もが皆公平であるために、税金は大切な役割を果たしているのです。

また、社会保障、その中でも医療費について調べてみました。私の祖父母は、高齢のため脳梗塞を患い手術を受けたり、いろいろな検査を受けています。どの病気も、手術や薬代などで高額な医療費がかかるのですが、老人医療制度のおかげで、最高の医療技術を受け治療をしていただく事ができるそうです。それも税金のおかげだということを私は初めて知りました。納められた税金で、老人医療や重い病に苦しむ人達を助けていると知り、税の大切さがよく分かりました。そし

て改めて、人々が支え合い、助け合う精神が納税の根底にあるのだと気付きました。

税の歴史をさかのぼると、弥生時代にはすでに税が徴収され、飛鳥時代、全国統一の「租・調・庸」の税制が設けられていました。社会生活を維持するために、税を徴収するという考えが歴史を重ね、物納から金納へと形を変えて現代まで受け継がれてきたことは、とてもすごい事だと思います。

今、私達の父や母の世代が、苦しい時代を生き抜いた先代の方々を支えています。そして近い将来、今の若い世代の人達にバトンを渡していくことになると思います。いずれ、私達も社会を支える立派な大人になり、税という社会制度をしっかり受け継いで、未来も人々が安心して、公平に暮らせるようにしっかりと力を貯えていきたいと思っています。

今、私が支払う税、消費税はわずかな金額でも、誰かの支えになる貴重な税金の一部なのだ考えると、少し胸をはって街を歩いてみたい気がします。道路や学校、公園も、きっと今までは違って見えると思います。税を知ること、社会に対する意識が少し高くなったような気がします。将来の日本を支える私達は、もっと税について深く考え、勉強していかなければならないとその責任を強く感じました。



河合 花菜

中学生から627点「税についての作品」が寄せられました。

敦賀青色申告会

青色申告会では、平成17年度新たに消費税課税事業者となる方を対象に、研修会を開催いたします。

改正消費税研修会

と き 11月15日(月) 13:30~15:30
11月16日(火) 19:00~21:00
11月17日(水) 19:00~21:00

と ころ 敦賀市商工会館 6階ホール

内 容 11/15・11/16 簡易課税を中心としたケーススタディ(事例をもとに計算)
11/17 本則課税を中心としたケーススタディ(事例をもとに計算)

11/15と11/16の内容は同じです。
時間の都合のよい方をお選びください。
電卓と筆記用具をご持参ください。

講 師 北陸税理士会敦賀支部 所属税理士



改正消費税説明会

お問い合わせ先：敦賀青色申告会事務局
(神楽町2-1-4 敦賀商工会議所内 TEL23-6794)

平成16年分の農業所得から申告の計算方法が変わります！

1. 農業所得標準の廃止

農業所得の申告は、これまで「目安」として使用されてきた「農業所得標準」が平成16年産米農業所得から廃止され、平成17年2月の申告から「収支計算」により申告することになります。

2. 収支計算とは

その年の1月1日から12月31日までの1年間の収入金額や必要経費の金額を計算し、その計算に基づいて所得金額を算出する方法です。

$$(\text{収入金額}) - (\text{必要経費}) = (\text{所得金額})$$

3. 記帳記録や保存

収支計算により申告するためには、農業所得の計算に必要な「記帳や記録の保存」「領収書などの保存」が必要となります。

収入金額や経費に関する書類(出荷・売上伝票・預金通帳・領収書など)は必ず保存をお願いします。

保存した書類から、収入金額や必要経費の項目ごとに年間合計額を計算することになります。

知ってますか？軽油引取税

軽油は県内で買いましょう！

軽油引取税は軽油を購入した販売店の所在する県の収入となり、県内の道路の新設や補修などのために使われます。軽油は県内で買いましょう。

不正軽油は買わない！

平成16年6月から軽油引取税の脱税に関する罰則が引き上げられたほか、灯油や重油が混入された不正な軽油と知って購入した者などにも罰則が科せられることになりました。不正な軽油を購入しないよう注意しましょう。

免税になる場合があります！

道路の使用と直接関係のない特定用途のもので、一定要件に該当するものについては、申請することにより免税になります。

- 例 ・船舶の使用者による船舶の動力源の用途
- ・農業を営むものの動力耕運機その他の耕運整地用の動力源の用途

お問い合わせ先：福井県嶺南振興局二州税務部 課税課
電 話：0770-22-0053

個人事業税の第2期分の納期限は11月30日です。納期限内に納付しましょう。

不審な電話にご用心

にせ税務職員にご注意ください！

税務職員の名をかたり、電話で家族の方の「住所・電話番号・勤務先・還付金振込み先金融機関名および口座番号」を照会するという不審な事例が、9月に敦賀税務署管内で発生しています。納税者の皆様が不測の被害に遭わないよう、次の点にご注意ください。

税務職員が納税者の皆様に電話で問い合わせを行う場合は、署名・部門名・氏名を名乗ってから要件を伝えます。

税金の還付については、既に提出された申告書等に基づいて行いますから、改めて勤務先等を照会することは基本的にはありません。

電話があった時には、まず相手の所属・氏名等を必ず確認するとともに、身に覚えのない照会など不審な点がある場合には、即答せずに、一度電話を切り、税務署にお問い合わせください。

(敦賀税務署 TEL22 - 1010)

敦賀税務連絡協議会ホームページ開設！

私たちの生活に関わり深い税金などについて情報が満載です。ぜひ、ご覧ください。

アドレス <http://www.taxtsuruga.com>

敦賀税務署管内 税理士の皆さん

(敬称略)

税理士法では、「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」は正規の税理士だけが行うことになっています。

| 氏名 | 事務所住所 | 電話番号 |
|-------|----------|-----------|
| 中村 藤夫 | 敦賀市白銀町 | 25 - 2222 |
| 宗澤 一郎 | 敦賀市本町 | 23 - 2666 |
| 河野 精 | 敦賀市元町 | 25 - 2720 |
| 森 輝夫 | 敦賀市神楽町 | 25 - 7770 |
| 田中 信幸 | 敦賀市新松島 | 25 - 8585 |
| 渡辺 征二 | 敦賀市結城町 | 22 - 0019 |
| 竹長 徹 | 敦賀市中央町 | 24 - 0855 |
| 安久 彰 | 敦賀市開町 | 23 - 0525 |
| 西山 了信 | 敦賀市谷口 | 22 - 4226 |
| 橋本 勉 | 敦賀市木崎 | 23 - 0215 |
| 山本 美一 | 敦賀市本町 | 22 - 5135 |
| 山形 晃 | 敦賀市三島 | 22 - 2511 |
| 松崎 利夫 | 敦賀市本町 | 22 - 0157 |
| 濱本 幸雄 | 敦賀市鞠山 | 22 - 2848 |
| 伊藤 信義 | 敦賀市松島 | 21 - 1333 |
| 辻 達博 | 敦賀市中央町 | 21 - 1355 |
| 中村 淳 | 敦賀市津内町 | 22 - 1343 |
| 福地 末七 | 敦賀市松島町 | 22 - 2850 |
| 本川 芳宏 | 敦賀市相生町 | 21 - 3307 |
| 加藤 智二 | 敦賀市本町 | 22 - 0157 |
| 稲塚 敏恵 | 敦賀市中央町 | 24 - 0855 |
| 宗澤 一俊 | 敦賀市本町 | 23 - 2666 |
| 中山 順郎 | 敦賀市山泉 | 21 - 1514 |
| 森口 春幸 | 敦賀市原(木崎) | 20 - 0116 |
| 橋本 佳和 | 敦賀市木崎 | 23 - 0215 |

高校生の作文【優秀作品】

「納めたい税」

敦賀高校 3年1組 高崎 彩

私にとって、税金は関係ないものと思っていたし、何のためにあるのかあまり良く分かりませんでした。買い物をした時の消費税が私の納める唯一の税金でしたが、特に気にせず払っていました。

しかし、よく考えてみると教科書や学校で使っているものなども、税金で買っていることを思い出しました。学校で使っているものなら私にも関係があると思ったので、他にもないかなと考えてみました。そこで思い出したのが、楽しい思い出を作るための林間学校の施設や学校の校舎などです。林間学校の施設は小学校の時に使ったことがあります。もちろん校舎も小・中学校を使い、今高校で使っています。先日見学に行った大学も、とてもきれいで「税金をいっぱい使ったんだろうな」なんて考えてしまいました。そこで聞いた話の中で、年間でエアコン代が一千万円かかると聞いて驚いてしまいました。

今の私にはあまり関係ありませんが、税金の使い道の一つに、福祉や社会保障があります。家やビルの造りなどは、バリアフリーや階段に付けるリフトなど、少しずつお年寄りや障害者にも使いやすくなっています。しかし外では決してお年寄りや障害者に使い易そうには見えません。車イスの人に

は少しの段差がとても恐ろしく思えるそうです。他にも、目の見えない人は道を歩くことさえ恐ろしいはずですが、そのようなことがないように極力段差を無くしたり、歩道を広げるために税金を使って欲しいと思います。また、これからは高齢化が進むと言われています。そのため福祉施設や医療施設が数多く必要になり、そのために税金もたくさん使われると思います。

一方で、数百億円という税金で造られた高速道路や大きな橋が、あまり利用されていないということもあります。もっとも税金を必要としているのはどこかをよく考えて利用して欲しいと思います。

そこで私が考えたのが、国がもっと税金をいくら、何に、何のために使うか、使ったかをはっきり分かりやすく、国民に発表するべきだと思います。

税金というのは、自分自身にも将来とても関係あることだというのが、今回税についての作文を書いてと二年生の最後に行ったディベート大会で学びました。社会に出て働くようになれば、当然税金を納めなくてはなりません。そして、それがきちんと使われているのかを、一人の大人として見つめなければならないと思います。またさらに年をとれば年金や社会保障が必要になるかもしれません。

「納めなくてはならない」ではなくて「納めたい」と思える税金であってほしいと思います。

公的年金のしくみ

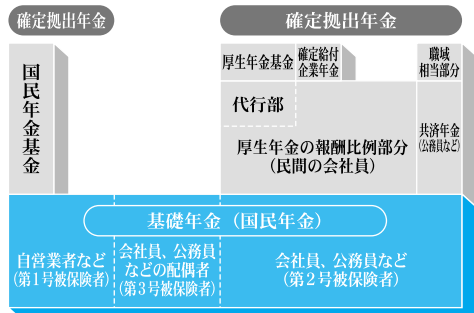
我が国では、少子・高齢化が急速に進んでいます。そうなりますと、退職した方は、今後貰える年金の額に、現役の方は、支払う保険料の額と将来の年金の額に一層関心が集まります。

我が国の公的年金制度は、国民が共通に属している基礎年金（国民年金）と、その上乘せ分として民間の会社員が属している厚生年金、公務員などが属している共済年金があり、更に、それらの上乗せ分として国民年金基金、厚生年金基金などがあります。

このような公的年金制度から受け取ることのできる年金の額（平成16年度、65才以上）は、国民年金（40年加入、1人）年79.4万円であり、厚生年金（夫40年加入、妻専業主婦）202.9万円（そのほか妻分79.4万円）になります。

このような支給水準は、年金の加入期間によって異なってきますし、基金制度や企業年金に加入していれば、所定の上乗せ支給があります。また、将来的にも、現役年収の50%維持が計画されていますが、今後の出生率などにも左右されます。

公的年金制度のしくみ



「社会保険庁資料」より引用

公的年金の財源

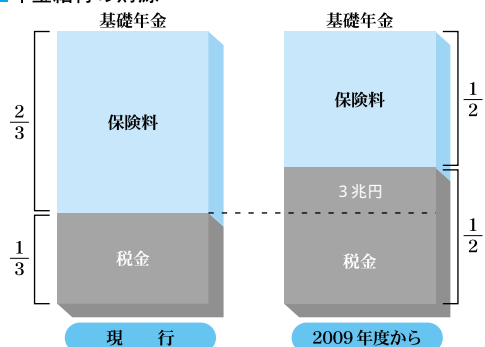
公的年金の財源は、年金加入者が支払う保険料と税金によって賄われています。現在は、基礎年金部分の税金負担は3分の1ですが、本年6月に国会で成立した年金制度改革法により、今後は5年間で2分の1に引き上げることになっています。なお、その際に必要な税金は、約3兆円になると試算されています。

また、今回の見直しでは、保険料についても負担の増額を求め、国民

年金の場合、現在月額1万3300円の保険料が毎年引き上げられ、平成29年度には1万6900円になることが見込まれています。

厚生年金の保険料についても、現在、年収の13.58%（労使折半のため、本人負担は半分）から毎年引き上げられて、平成29年度には、18.3%になることが見込まれています。例えば、年収500万円のサラリーマンの場合、現在の自己負担額は年33万9500円ですが、平成29年度には、年45万7500円になると見込まれています。

年金給付の財源



公的年金に対する課税

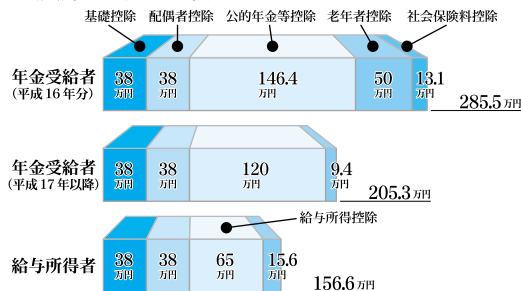
公的年金等に対する課税は、保険料を支払った段階で所得控除の対象にするか、保険料を積立てている段階での運用益に対して課税するか、年金の給付段階の課税をどうするかが問題になります。

我が国では、支払段階で所得控除とし、運用益に対しては現在課税停止されていますので、給付段階でのみ課税されます。従来、65才以上の夫婦2人の場合、年金収入285.5万円

まで所得税が非課税とされてきましたが、平成16年度の税制改正により、年金財源を負担する必要もあって、平成17年分以降公的年金等控除が引き下げられています。

その結果、65才以上夫婦2人の場合、上記の所得税の非課税限度額が205.3万円まで下がりました。これに対し、現役の給与所得者の場合には、夫婦2人（片稼ぎ）の所得税の非課税限度額は、年156.6万円となっています。

年金受給者と給与所得者との所得税の課税最低限(夫婦のみ)の比較



(注) 年金受給者の課税最低限については、65才以上の者として計算している。「財務省資料」より引用

エンジョイトラベルプレゼント！ 応募締め切り 平成16年11月30日

10万円の旅行券など600名様にプレゼント！ ヒントは上記の「年金と税金～支えるのは国民～」の記事の中にあります。

クイズに答えて素敵な旅を当ててください。

応募方法

官製八ガキの場合
クイズの答 住所(郵便番号) 氏名 年齢
性別 職業 連絡先電話番号を明記して次の宛先まで。
宛先 〒119-0294 東京都新宿区牛込郵便局私書箱74号
法人会「税金クイズ」C係

インターネットの場合
11月1日から全法連ホームページからも応募できます。

応募締め切り 平成16年11月30日消印有効
当選者発表 第三者立会のもとに厳正な抽選を行い、正解者の中から当せん者を決定。旅行券当せん者には、1月上旬に直接本人に連絡します。また2等当せん者の発表は、景品の発送をもってかえさせていただきます。
ご応募は勝手ながら八ガキ・インターネットを通じてお一人様一回限りさせていただきます。

URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

特等
50名様

JTB
10万円の
旅行券

Q1 国民年金に40年加入していた場合、受け取ることのできる年金の額は1人当たり年間いくらですか？

A.79.4万円 B.149.4万円 C.202.9万円

1等
250名様

JTB
5万円の
旅行券

Q2 基礎年金の税金負担を3分の1から2分の1に引き上げる場合に、それに必要な税金はいくらですか？

A.約2兆円 B.約3兆円 C.約4兆円

2等
300名様

JTB
デパート共通
1万円の
商品券

Q3 年金生活者の場合(65才以上、夫婦) 平成17年分以降所得税が課税されない年収(課税最低限)はいくらですか？

A.156.6万円 B.205.3万円 C.285.5万円